平成２９年１１月３０日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官

平成２７年（ワ）第２９０４２号　損害賠償請求事件

口頭弁論終結日　平成２９年９月１４日

判　　決

[redacted]

原　　告　[redacted]

[redacted]

原　　告　[redacted]

[redacted]

原　　告　[redacted]

[redacted]

原　　告　[redacted]

[redacted]

原　　告　[redacted]

原告ら訴訟代理人弁護士　荒　井　哲　朗

同　浅　井　淳　子

同　太　田　賢　志

同　五　反　章　裕

同　津　田　顕　一　郎

同　見　次　友　浩

同　磯　雄　太　郎

東京都[redacted]

被　　告　石　崎　[redacted]

主　　文

１　被告は，原告[redacted]に対し，５５０万円及びこれに対する平成２７年１１月１日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

2　被告は，原告[redacted]に対し，３３０万円及びこれに対する平成２７年１１月１日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

3　被告は，原告[redacted]に対し，２７５万円及びこれに対する平成２７年１１月１日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

4　被告は，原告[redacted]に対し，４４０万円及びこれに対する平成２７年１１月１日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

5　被告は，原告[redacted]に対し，２４７万円及びこれに対する平成２７年１１月１日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払え。

6　訴訟費用は被告の負担とする。

7　この判決は，仮に執行することができる。

事　実　及　び　理　由

第１　請求

主文同旨

第２　事案の概要

本件は，分離前の相被告勝部[redacted]（以下「勝部」という。）が運営していた勝部リスクマネージメントトレーディングインベストメントと称する投資ファンド（以下「勝部ファンド」という。）に出資した原告らが，勝部ファンドは，出資元本を保証した上で，月４，５％から多いときで月２０％程度の一定の利益を恒常的に得ることができるとするもので，経済常識に反するおよそ成り立ちえない破綻必至で詐欺的なものであるから，勝部ファンドに出資させる行為は不法行為に当たり，被告は，勝部ファンドの詐欺的な性質について認識したうえで関与していたなどと主張し，被告に対し，不法行為に基づく損害賠償として，原告らが出資した金額及びその１０％に相当する額の弁護士費用相当額の損害賠償を求めたものである（附帯請求は，不法行為後の日である訴状送達の日の翌日である平成２７年１１月１日から支払済みまで民法所定の年５分の割合による遅延損害金）。

1　前提となる事実（掲記の証拠等により認められる。）

⑴　勝部は，勝部ファンドを運営していた（甲Ａ１，１６，乙ロ２）。

勝部ファンドの運用報告書は，紅昇企業有限公司（以下「紅昇企業」という。）名義で，原告らに送付されていた（甲Ｂアから同オまでの各第２号証（枝番を含む。））。被告は，紅昇企業の副社長の名刺を使っていた（甲Ａ３）。

⑵　被告は，勝部ファンドの情報を［　A　］（以下［　A　］という。）に伝えた（甲Ａ１３，弁論の全趣旨）。原告らは，［　A　］から勝部ファンドの話を聞き，勝部ファンドに投資することとした（甲Ａ１３，甲Ｂア３，甲Ｂイ３，甲Ｂウ３，甲Ｂエ３，甲Ｂオ３）。

⑶　原告[redacted]（以下「原告[redacted]」という。）は，①平成２４年９月１８日に２０万円，②平成２５年１月３１日に１００万円，③同年２月５日に１００万円，④同年３月２５日に１００万円，⑤同月２８日に８０万円，⑥同年９月２４日に５０万円，⑦同年１０月２１日に５０万円の合計５００万円を勝部の銀行預金口座に送金して，勝部ファンドに投資した（甲Ｂア１から同３まで（各枝番を含む。））。

原告[redacted]は，勝部ファンドから，①平成２６年５月８日に５０万円，②同年７月２２日に５万円の合計５５万円の金員を受領した（弁論の全趣旨）。

⑷　原告[redacted]（以下「原告[redacted]」という。）は，①平成２４年９月２１日に１００万円，②平成２５年１月２５日に１００万円，③同月２６日に１００万円の合計３００万円を勝部の銀行預金口座に送金して，勝部ファンドに投資した（甲Ｂイ１から同３まで（各枝番を含む。））。

原告[redacted]は，勝部ファンドから，①平成２６年１月２１日に１０万円，②同年２月２６日に１０万円，③同年５月８日に２０万円，④同年７月２２日に５万円，⑤同年９月１８日に３０万円，⑥同年１１月２５日に３万円の合計７８万円の金員を受領した（弁論の全趣旨）。

⑸　原告[redacted]（以下「原告[redacted]」という。）は，平成２５年１月３０日に２５

０万円を勝部の銀行預金口座に送金して，勝部ファンドに投資した（甲Ｂウ１から同３まで）。

原告[redacted]は，勝部ファンドから，①平成２６年３月１０日に１５万円，②同年７月２２日に５万円，③同年９月１８日に６万円，④同年１１月２５日に３万円の合計２９万円の金員を受領した（弁論の全趣旨）。

⑹ 原告[redacted]（以下「原告[redacted]」という。）は，①平成２５年８月９日に１００万円，②同年９月１１日に２００万円，③同年１１月２９日に１００万円の合計４００万円を勝部の銀行預金口座に送金して，勝部ファンドに投資した（甲Ｂエ１から同３まで）。

⑺ 原告[redacted]（以下「原告[redacted]」という。）は，①平成２５年９月２５日に１００万円，②同年１１月１８日に７５万円，③平成２６年２月４日に５０万円の合計２２５万円を勝部の銀行預金口座に送金して，勝部ファンドに投資した（甲Ｂオ１から同３まで（各枝番を含む。））。

２ 争点

⑴ 被告が不法行為責任を負うか否か（争点１）

（原告らの主張）

勝部ファンドは，後記アのとおり，破綻必至なファンドであり，正常な金融商品取引が備えるべき条件を欠如した商品であったから，これに出資させる行為は不法行為法上違法というべきところ，後記イのとおり，被告には，故意又は重過失があり，不法行為責任を負う。また，被告は，後記ウのとおり，説明義務，断定的判断提供の禁止の義務にも違反し，不法行為責任を負う。

ア 勝部ファンドは，出資額元本を保証した上で，原告らに対しては，出資額の「３％～８％」，「実質は６％～１６％程度」，「最高２２．８％」を月々の配当として支払うなどと出資者に約束し，さらに，金銭分配システムにより上位者に紹介料を支払うというものであり，事業を継続する費用も発生することを考慮すれば，少なくとも毎月出資額の数十％にも及ぶ利益を上げなけ

ればならないこととなるが，このような高率の利益を投資によって恒常的に得ることは経済常識に照らしておよそあり得ない。

また，被告は，勝部ファンドの取引実績，集めた資金の具体的な運用方法とその結果，取引口座の履歴などを提出せず，さらに，勝部は，出資金として集めた２５億８０００万円のうち約９億８０００万円を目的外に流用していたのであって，そもそも勝部ファンドが本当に投資で運用していたのかも疑問が残るし，集めた資金のごく一部を投資に回していたに過ぎない。

そうすると，勝部ファンドにおいては，原告らを含む出資者に対して約束した配当や紹介者への紹介料等を継続的に支払い続けることは，もともと不可能であった。それにもかかわらず，配当等を支払い続けようとすれば，後に出資した者の出資金から支出せざるを得ず，いつかは破綻することが不可避である。

したがって，勝部ファンドは，破綻必至なスキームの商品であり，正常な金融商品取引が備えるべき条件の欠如した商品であったといえる。

よって，出資者に対して，このような勝部ファンドへ出資させる行為は，不法行為法上違法なものというべきである。

イ　被告は，自ら紅昇企業の副社長となり，勝部と各自共同し，勝部ファンドを発案，運用，拡大するという行為を分担して実行した。

また，勝部ファンドには，被告の傘下の出資者が最終的には４４０人程度おり，被告のグループで集めていた金額は２０億８０００万円に至った。

さらに，被告は，勝部ファンドの金銭分配システムを考案，提案し，これを実践しており，平成２５年８月３１日段階で，被告の紹介者の出資元本が約６億円であるにもかかわらず，紹介者としての利益を約７億１３４０万円受領できる立場にあり，実際に，報酬名目で毎月３７０万円の支払を受け，その他に経費名目でも金銭を受領し，約２年半で合計１億４７２８万円の金銭を受領している。

そして，平成２６年に勝部ファンドの返金が滞るようになると，被告は，勝部とともに，勝部ファンドの現状と今後について繰り返し説明会を開催し，運営側の一人として登壇し，説明会の参加者にさらに出資金を集めるように求めるなどした。

このように，被告は，勝部ファンドの金銭分配システムの発案，組織の運営，拡大から出資金を返金できないことの説明の場面に至るまで，一貫して勝部ファンドの運営者側の中心人物として関与しており，被告は首謀者の一人として，勝部ファンドに深く関与していた。

以上のとおり，被告は，勝部ファンドの運営等に深く関与していたのであるから，勝部ファンドの性質について当然認識していたうえで関与していたというべきであり，被告は，故意の不法行為責任を負う。仮に，故意が認められないとしても，わずかな注意さえ払えば，勝部ファンドの性質について容易に予見することが可能であったのであるから，少なくとも過失がある。

ウ　勝部ファンドは，その金銭分配システムを介して，被告のような上位者から勧誘を受けた下位者がさらに第三者に対する勧誘を行うことにより，その後連鎖的に出資の勧誘が行われることを予定するものであるから，ある時点ではいまだ勧誘を受けていない潜在的な出資者についても，被告は，危険に直面させたといえる。

とすると，被告は，下位者の勧誘によって勝部ファンドに出資する意思を有するに至った第三者が危険な取引を行って損害を被らないよう，勝部ファンドの安全性について十分な調査を尽くし，安全性の確認が取れない場合には，下位者の勧誘を止めさせるなどの適切な措置を採るべき義務を負っているといえ，被告は，下位者の勧誘によって勝部ファンドに出資する意思を有するに至った第三者に対して，説明義務や断定的判断の提供の禁止の義務を負っていた。

しかるに，被告には，説明義務，断定的判断提供の禁止の義務に違反した

から，不法行為責任を負う。

（被告の主張）

ア　勝部ファンドが破綻必至なものであったことは否認する。また，仮に勝部ファンドが破綻必至なものであったとしても被告はそのことを知らなかった。被告は，A に情報を流したに過ぎない。

原告らは，勝部ファンドは，出資額元本を保証した上で配当を約束したと主張しているが，被告は，勝部との約束で，被告の直接紹介した人には元本を保証する約束をしたが，被告の知らない人の元本は保証していない。被告は，原告らに会ったことがなく，原告らは被告の知らない人である。

イ　被告が自ら紅昇企業の副社長となったこと，被告が勝部と共同して勝部ファンドの発案，運用，拡大を分担して実行したこと，被告のグループで集めていた金額が２０億８０００万円であること，被告が勝部ファンドの金銭分配システムの考案，提案，実践をしていたことは，いずれも否認する。

被告が１億４７２８万円の金銭を受領したことは認めるが，全てが勝部ファンドの報酬ではなく，被告や勝部が所属していた B の経費や被告の親族が勝部ファンドに投資したことに対する配当が含まれている。

被告は，ＦＸのことは何も分からないから，仮に勝部ファンドが原告が主張するような性質のものであったとしても，被告はその性質を認識していなかったし，予見することもできなかった。

ウ　被告に説明義務及び断定的判断提供の禁止の義務の違反があることは争う。被告は，原告らと一度も会ったことがなく，原告らに対する説明義務や断定的判断提供の禁止の義務を負わない。

(2)　原告らの損害額（争点２）

（原告らの主張）

原告らは，前記１(3)から同(7)までのとおり，原告[redacted]においては５００万円，原告[redacted]においては３００万円，原告[redacted]においては２５０万円，原告[redacted]に

おいては４００万円，原告[redacted]においては２２５万円の金員を交付しており，これらがいずれも損害となる。なお，原告[redacted]，同[redacted]及び同[redacted]は，前記１(3)から同(5)までのとおり，勝部ファンドから金員を受領しているが，これらは，被告において詐欺の手段として配当金名下に支払われたものであるから，損益相殺の対象として控除することは民法７０８条の趣旨に反し許されない。

また，上記の損害の１割に当たる原告[redacted]においては５０万円，原告[redacted]においては３０万円，原告[redacted]においては２５万円，原告[redacted]においては４０万円，原告[redacted]においては２２万円は，被告の不法行為と相当因果関係のある弁護士費用相当の損害金である。

（被告の主張）

争う。

第３　当裁判所の判断

１　後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

(1)　勝部ファンドの運用と被告の関与について（甲Ａ２，３，１３，１４，１６，甲Ｂアから同オまでの各２，乙ロ１，２，１１（各枝番を含む。），証人[A]，被告本人）

勝部ファンドは，勝部が運用担当者となっていたところ，勝部と被告は，[□][B]において，被告が上位者，勝部が下位者という関係にあった。

勝部ファンドは，勝部が代表取締役である紅昇企業が運営しているという体裁をとっており，出資者に対する運用報告書も紅昇企業名義で送付されていた。被告は，紅昇企業の副社長と称し，紅昇企業の副社長との記載のある名刺を使っていたが，被告が実際に紅昇企業の副社長としての職務を行っていたということはなかった。

勝部ファンドに対する出資金は，通常，勝部名義の口座に振り込むこととされていたが，被告は勝部ファンドに出資する人の信用が厚かったことから，被告の口座が勝部ファンドの出資金の送金先の口座として使われることがあっ

た。

⑵　勝部ファンドに係る説明資料について（甲Ａ１，１３，１６，乙ロ２，証人Ａ，被告本人）

勝部ファンドは，出資を勧誘する際に，「勝部ファンド概要」と題する資料（以下「勝部ファンド概要」という。）を用いていた。

勝部ファンド概要には，①具体的な取引手法としてＦＸ取引を行うこと，②勝部ファンドの変遷として，勝部が，学生のころから株の売買を行い，１０万円から５億円を作ったこと，２００６年（平成１８年）４月から３０億円で主に株式で運用するなどし，２００８年（平成２０年）夏頃に４００億円を突破したこと，その後，ＦＸにシフトし，１０００億円を目指していること，③平均パフォーマンスは，月利３～８パーセントであり，実質は６～１６パーセント程度であること，パフォーマンスの最高は，２００７年（平成１９年）２月末に２２．８パーセントであったことなどが記載され，さらに，④勝部は被告とは，１９９８年（平成１０年）秋頃に出会い，Ｂではフロントとアップの関係であることなどが記載されている（なお，勝部ファンド概要では，被告を「石崎ＤｉａｍｏｎｄＤＤ」と表記しており，この「ＤｉａｍｏｎｄＤＤ」とは，Ｂにおいて，一定以上の実績を挙げた者に与えられる称号である。）。勝部ファンド概要には，勝部ファンドに投資した際のリスクについての記載はなかった。

なお，勝部ファンドは，勝部が運用することとされ，勝部の報酬は，運用益の半分とされていた（上記のとおり，勝部ファンド概要において，平均パフォーマンスが月利３～８パーセント，実質は６～１６パーセントと記載されているが，これは，実質利回りは６ないし１６パーセントであるが，勝部の報酬を控除した後の平均利回りが３ないし８パーセントとの意味であると解される。）。

⑶　勝部ファンドの出資者の勧誘の仕組みについて（甲Ａ１３，１５，１６，乙

ロ２（各枝番を含む。），証人[A]，被告本人）

勝部ファンドの出資者を募るに際しては，勝部や被告が所属していた[B]における手法と同様に，勝部ファンドへの出資者を紹介すると，出資者の利益（月間増加率）の数パーセントを毎月紹介者利益として取得することができるとの仕組みがあった。このような仕組みを前提に，被告が上位者となり，[A]や被告の兄その他１０名以上が下位者となり，上位者である被告は，[A]ら下位者を介して，出資者を募っていた。なお，後記⑸のとおり，上位者である被告は，出資者の収益（月間増加率）の１５パーセントの紹介者利益を得ることができ，下位者である[A]らは同様に５パーセントの紹介者利益を得ることができるとされていた（このほか，被告は，後記⑸のとおり，出資者の収益（月間増加率）の半分を紹介者利益として得ていた。）。

被告や[A]は，勝部ファンド概要を用いるなどして，元本を保証した上で，勝部ファンド概要に記載された配当を得られるなどと説明して出資者を募っていた。また，被告は，[A]ら下位者が出資者を勧誘するに際しては，経費を支出していた。

このようにして被告及び[A]や被告の兄その他の者を介して勧誘された出資者のグループは，勝部ファンドにおいて，被告の名を冠して，石﨑帝国と呼称されていた（以下，上記グループを「石﨑帝国」という。）。

⑷　原告らに対する勧誘と原告らの出資（甲Ａ２，１６，甲Ｂアから同オまでの各１から３まで，乙ロ２（各枝番を含む。），証人[A]）

原告らに対する勧誘は，前記⑶の勧誘システムにより，下位者である[A]を介して行われた。

具体的には，被告は，[A]に対し，勝部ファンド概要を示しながら，勝部ファンドについて，元本を保証した上で，毎月３パーセントから多い時には２０パーセント程度の収益が上がる，この収益は今まで出なかったことはないので，必ず上がるとの説明を行い，[A]は，原告らに上記と同様の説明をして，勝部

ファンドに勧誘した。原告らは，これに応じて出資を行った。

また，原告らは，勝部ファンドから後記⑹アのとおり，運用報告書を受け取り，その記載内容から勝部ファンドが順調に運営されているとの認識を持ち，追加出資を行った。

これにより，原告らは，前記第２の１⑶から同⑺までのとおり，勝部ファンドに出資した。

⑸ 勝部ファンドから被告が得た紹介者利益等（甲Ａ１５，１６，２０，乙ロ２，３，１１（各枝番を含む。），被告本人）

被告は，石﨑帝国に属する出資者に計上される毎月の収益（月間増加率）の半分を紹介者利益として計上するほか，毎月の収益（月間増加率）の残りの半分の１５パーセントを紹介者利益として計上していた。さらに，被告は，石﨑帝国に属する出資者から出資があると，出資の時期を３か月遡らせたものとして計算した上記の紹介者利益を計上していた。

上記により，被告が取得することができる紹介者利益として，平成２５年８月３１日時点で，７億０４８９万２６９４円が計上されていた。なお，この時点での石﨑帝国に属する出資者の元本は，６億０２１５万７９８０円であり，被告が得る紹介者利益は，出資者の元本を超える巨額なものとなっていた。

そして，被告は，被告に計上された紹介者利益の実現として，実際にも，勝部ファンドから，毎月３７０万円の送金を受けていたほか，出資契約の締結のための経費の支払を受け，さらに，被告のモチベーションを高めるためと称して被告が風俗店に行くなどのための経費として，毎月２５万円が支払われていた。

被告は，上記の紹介者利益の受取や被告自身の出資金に対する配当等として，勝部ファンドから，２年半の間に，１億４０００万円余りを得ていた。

⑹ 勝部ファンドの運用状況及び破綻（甲Ａ４，１２，１３，１６，２０，甲Ｂア及び同エの各２，乙ロ２，８，１１（各枝番を含む。），証人Ａ，被告本

人）

ア　原告らには，紅昇企業名義で運用報告書が交付されていたが，原告らに交付される運用報告書では，被告が得た紹介者利益を控除した月間増加率が記載されていた。

他方，被告にも石崎帝国明細と呼ばれていた運用報告書が交付されており，これには，勝部の報酬を控除したのみで，被告が得た紹介者利益を控除する前の月間増加率が記載されていた。このため，被告に交付されていた石崎帝国明細と原告らに交付されていた運用報告書に記載された原告らの運用資産額にはかい離があり，石崎帝国明細には，このかい離の詳細や被告が得る利益が記載されていた。

イ　被告に交付されていた報告書（甲Ａ２０）には，月間増加率（収益率）として，以下の記載がある。これは，勝部の報酬を控除した上で算出された収益率であり，さらにこの収益から被告が半分を得ていたことから，原告らを含む出資者に対しては，以下の収益率の２分の１の数値が提示されていた。

| | | |
|---|---|---|
| (ア) | 平成２３年９月 | ８．２６７８パーセント |
| (イ) | 平成２３年１０月 | ８．６３１８パーセント |
| (ウ) | 平成２３年１１月 | ８．０３４４パーセント |
| (エ) | 平成２３年１２月 | ２．２４２７パーセント |
| (オ) | 平成２４年１月 | ４．１４６９パーセント |
| (カ) | 平成２４年２月 | ７．２２５８パーセント |
| (キ) | 平成２４年３月 | ７．２９１７パーセント |
| (ク) | 平成２４年４月 | ８．６０７４パーセント |
| (ケ) | 平成２４年５月 | １０．８０３４パーセント |
| (コ) | 平成２４年６月 | ４．６３１０パーセント |
| (サ) | 平成２４年７月 | ５．４４９８パーセント |
| (シ) | 平成２４年８月 | ２．８４３７パーセント |

(ス) 平成２４年９月　　６．６３５３パーセント

(セ) 平成２４年１０月　　７．０４７７パーセント

(ソ) 平成２４年１１月　　８．９０３３パーセント

(タ) 平成２４年１２月　　１０．３４６８パーセント

(チ) 平成２５年１月　　１４．５１３６パーセント

(ツ) 平成２５年２月　　７．９４１１パーセント

(テ) 平成２５年３月　　１２．４２７３パーセント

(ト) 平成２５年４月　　２８．２５３７パーセント

(ナ) 平成２５年５月　　９．７９４８パーセント

(ニ) 平成２５年６月　　１１．５２８４パーセント

(ヌ) 平成２５年７月　　５．４５８７パーセント

(ネ) 平成２５年８月　　６．２７２６パーセント

ウ　原告らに交付されていた運用報告書（甲Ｂアから同オまでの各２（各枝番を含む。））には，平成２５年９月以降の前記イに続く月間増加率として，以下の記載がある。原告らに交付されていた運用報告書上の月間増加率は，被告がその２分の１を収受したものとした後の数値が記載されていた。

(ア) 平成２５年９月　　５．１３８０パーセント

(イ) 平成２５年１０月　　４．２４８５パーセント

(ウ) 平成２５年１１月　　７．２１３９パーセント

(エ) 平成２５年１２月　　３．８３２１パーセント

(オ) 平成２６年１月　　５．４５９７パーセント

(カ) 平成２６年２月　　３．１８２５パーセント

(キ) 平成２６年３月　　５．３２８５パーセント

(ク) 平成２６年４月　　４．７２８４パーセント

(ケ) 平成２６年５月　　５．３４３１パーセント

(コ) 平成２６年６月　　２．８５５５パーセント

(サ) 平成２６年７月　　３．４５４２パーセント

(シ) 平成２６年８月　　３．６１３０パーセント

(ス) 平成２６年９月　　７．１３９７パーセント

(セ) 平成２６年１０月　１０．４６１１パーセント

(ソ) 平成２６年１１月　１９．７５９９パーセント

(タ) 平成２６年１２月　１１．５２６４パーセント

(チ) 平成２７年１月　　２０．０１９９パーセント

(ツ) 平成２７年２月　　７．３３０６パーセント

(テ) 平成２７年３月　　１１．１７３４パーセント

エ　勝部ファンドは，平成２６年頃から，配当が滞るようになった。

勝部は，平成２７年５月３日には，勝部ファンドに出資した者に対し，出資金を払い戻すことは難しい旨のメールを送信した。同メールにおいて，勝部は，平成２６年７月に月利４０パーセントの収益を上げる金融技術を持っている者に約４億円の運用を委託したが，平成２７年３月２２日に詐欺の疑いがあることが判明し，この解決に時間がかかるため，同年７月末日まで支払猶予を求める旨を記載している。

また，勝部ファンドに対する不満が高まったことから，勝部と被告は，同年７月頃，勝部ファンドに出資した者に対する説明会を開いた。この説明会においては，被告が司会進行を，勝部が事情説明を行ったが，その中で，勝部ファンドの口座が凍結されていること，口座の解除がいつになるのかはわからないが，ＦＸ自体はうまくいっているので，新しくＦＸを始めて，そこで得られたお金を元に返金するので，新しく出資を募ったほうが良いとの説明がされた。

オ　その後，原告らを含む出資者に対し，配当や出資金元本の返済はされていない。

被告及び勝部は，平成２８年２月１７日に出資法違反容疑で逮捕された。

2　被告が不法行為責任を負うか否か（争点１）について

⑴　勝部ファンドは，上記認定のとおり，元本を保証した上で，勝部ファンド概要記載のとおり，平均パフォーマンスは月利３ないし８パーセントで，実質は６ないし１６パーセントであるなどとして出資者を勧誘していたほか，実際も前記１⑹イ及び同ウのとおりの投資リターンを得ていたと説明して，追加出資を得ていたものである。

勝部らの説明する上記投資リターンの数値は，一度もマイナスになったことがなく，最大で月利４０パーセント（勝部の報酬を加味すると月利８０パーセント）にも及ぶものである。しかし，上記のような投資リターンを恒常的に上げ続けることは経済合理性に反するものであるというべきであり，勝部ファンドの実際の運用状況については，被告や分離前の相被告である勝部が明らかにしないため，その詳細は不明であるが，実際にそのような高率の投資リターンが実現し，勝部ファンドの資金残高が増加したことを示す客観的証拠はない。そして，以下の事情に照らすと，勝部ファンドは，早晩破綻することが必至なものであり，およそ金融商品としての適格性を有しないものと認めることができる。

ア　勝部ファンドは，勝部ファンド概要に説明されているとおり，ＦＸ取引を行っていたと説明していたが，実際に勝部ファンドに投資された金員がＦＸ取引に供されていたことを認めるに足る証拠はなく，ＦＸ取引において，上記のような収益を上げていたことを認めるに足る証拠もない（これらを認めるに足る資料が出資者に開示されていたことをうかがわせるような証拠もない。）。また，勝部は，勝部ファンドは，２５億８０００万円を集め，そのうち４億８０００万円を勝部及び勝部の妻が費消し（これは，２５億８０００万円の２割近く（１８．６パーセント）に相当する。），１億４７２８万円を被告に送金したなどと記載した陳述書を提出するが（甲Ａ１６），集めた投資金が勝部及びその妻により費消されたとすればその分だけ投資元本が

減少するから，勝部らがうたうような高配当を実現するためには，その分更に高い投資収益を上げる必要があるところ，そのような状態で上記のような高い投資収益を連続的に実現することは，通常の経済活動，投資活動としておよそ実現可能なものとは考えられず，極めて不自然である。さらに，勝部自身，被告の刑事事件での証言において，平成２６年１月３０日以降について，自転車操業状態にあったことを認めている（乙ロ２の２８頁）。これらに鑑みると，勝部ファンドが実際に，ＦＸ取引を行って運用報告書に記載していたような収益を上げていたとは認められない。

イ　また，前記認定のとおり，被告は，石崎帝国に属する出資者からの出資がなされると，出資の時期を３か月遡らせたものとして計算した上記の報酬を取得していたが，これは，勝部ファンドにおいて計上されていた月間増加率（収益率）は実際の投資収益に基づかない計算上のものであって，勝部ファンドが真にＦＸ取引により収益を上げ，その収益を出資者に分配するものでないことを強く推認させるものであって，これを覆す証拠はない。そうすると，勝部ファンドでは勝部ファンド概要にうたわれているような投資等が実際には行われていなかったものと認められる。

ウ　さらに，勝部は，前記１⑹エのとおり，平成２７年５月３日に送信したメールで，月利４０パーセントの収益を上げる金融技術を持っている者に約４億円の運用を委託したが詐欺の疑いがあることが判明したなどと説明している。勝部が当該運用委託をしたと認めるに足る的確な証拠はなく，これが事実であると認めることはできないが，これが事実でないとすると，投資先について勝部の説明は虚偽であるから，そのこと自体から，勝部ファンドは金融商品としての適格性を有しないことが明らかであるし，仮に，これが事実であるとしても，勝部ファンドがＦＸ取引で真に前記１⑹イ及び同ウのような利益を上げていたのであれば，月利４０パーセントの収益を上げるなどという実現可能性の極めて乏しいものに投資する必要はないはずである（実

際にも，上記のとおり，詐欺の疑いがあることが判明したなどとされている。）。そうすると，いずれにせよ，勝部ファンドが実際に，ＦＸ取引を行って運用報告書に記載していたような収益を上げていたとは認め難い。また，前記１(6)エのとおり，勝部は，出資者に対する説明会において，勝部ファンドの口座が凍結されているとの説明をしたことが認められるが，その理由は不明であり，当該口座の存在自体を示す証拠はなく，これが凍結されたことを示す証拠も存在しない。そのうえ，未だに出資金の返還等がされていないことをも踏まえると，勝部の上記各説明は信用し難く，勝部ファンドが，実際にはＦＸ取引を行って運用報告書に記載していたような収益を上げていなかったといわざるを得ない。

エ　以上のとおり，勝部ファンドは，勝部ファンド概要に説明されているようにＦＸ取引によって収益を上げ，これを出資者に還元してはいなかったものであり，実際には，出資金が勝部やその妻によって費消されたり，そのまま配当金として支払われたりするなどしていたものと認められ，金融商品としての適格性を有しない早晩破綻することが必至なものであったというべきである（なお，証拠上，勝部ファンドへの出資金について全くＦＸ取引で運用されていなかったことまでを認めることは困難であるが，上記のとおり，勝部ファンドは，ＦＸ取引により収益を上げるとの説明をしていたにもかかわらず，ＦＸ取引により前記１(6)イ及び同ウの取引報告書記載の収益を上げていなかったことは明らかであるから，金融商品としての適格性を有しない，早晩破綻することが必至なものであったとの上記判断を左右しない。）。

そうすると，勝部ファンドは，元本保証と高率の収益をうたって，真実は，説明どおりの運用を行わないという詐欺的なものであって，このような勝部ファンドを組成，運営し，これに投資するように勧誘することは，不法行為に該当するというべきである。

(2)　前記認定のとおり，被告は，勝部ファンド概要にも名前が記載され，

B において一定の地位にいる被告が勝部ファンドに関与していることがアピールされていたこと，被告は勝部ファンドに出資する人の信用が厚かったことから，被告の口座が勝部ファンドの出資金の送金先の口座として使われることがあったこと，被告の傘下の者が４４０名と多数に上っていたこと，被告は勝部ファンドの運営主体とされていた紅昇企業の副社長と称していたことからすると，被告は，勝部ファンドの設定や出資者の勧誘において重要な役割を果たしていたことが認められる。しかも，前記認定のとおり，被告は，被告が上位者，A らが下位者の関係となり，下位者が出資者を勧誘すると下位者に５パーセントの，上位者である被告に１５パーセントの紹介者利益が入る仕組みを作って，下位者を利用して組織的に出資者を勧誘する仕組みを作り上げ，下位者を利用して出資者を募っていたことが認められる。この結果，被告は石崎帝国に属する出資者から多額の配当を得ており，被告は，勝部とともに，多額の手数料を得られる仕組みを自ら積極的に作り上げたものというべきである。さらに，被告は，勝部ファンドが配当を行うことができなくなった際にも説明会の司会を行うなどして，一貫して，勝部ファンドの運営者側の中心人物として勝部ファンドに深く関与しており，勝部とともに，中心となって，勝部ファンドを組成し，運営し，出資者の勧誘を行っていたと認められる。

このように，被告が勝部ファンドに深く関与し，勝部とともに，中心となって，勝部ファンドを組成し，運営し，出資者の勧誘を行っていたことに鑑みると，被告は，前記(1)のとおり，勝部ファンドが金融商品としての適格性を有しない早晩破綻することが必至なものであることを知りながら，勝部とともに，金融商品としての適格性を有しない勝部ファンドを組成し，運営し，出資者を勧誘していたことが認められる。そして，このような破綻必至な勝部ファンドを組成し，上記のような仕組みを用いて出資者を募ることは，それ自体違法な行為というべきであるし，既に述べたとおり，被告は，A ら下位者を利用して組織的に出資者を募る仕組みを作り上げ，下位者を利用して出資者を募って

いたのであるから，被告は，下位者である A の勧誘により勝部ファンドに出資した原告らとの関係でも不法行為責任を免れないものというべきである。

また，仮に，被告が勝部ファンドが破綻必至なものであることを知らなかったとしても，上記のとおり，勝部ファンドに深く関与している以上，知らなかったことに過失があるというべきであり，いずれにしても不法行為責任を免れない。

(3) これに対し，被告は，被告が原告らに対し，出資をするように勧誘をしたわけではなく，被告は A に情報を流しただけであるなどと主張している。

しかし，被告は，勝部ファンドの設定や出資者の勧誘において重要な役割を果たしていたというべきであること，また，下位者を利用して組織的に出資者を勧誘する仕組みを作り上げ，下位者を利用して出資者を募っていたこと，実際にも多額の報酬を得ていることからすると，被告が原告らに対して，直接出資の勧誘をしていないとしても，被告が不法行為責任を免れることはできないというべきであることは上記認定，説示のとおりであり，被告の上記主張を採用することはできない。

(4) 以上によれば，その余の点（説明義務違反等が認められるか否か）について判断するまでもなく，被告は，不法行為責任を負うというべきである。

3 原告らの損害額（争点2）について

(1)ア 前記第2の1(3)から同(7)までのとおり，原告[redacted]においては５００万円，原告[redacted]においては３００万円，原告[redacted]においては２５０万円，原告[redacted]においては４００万円，原告[redacted]においては２２５万円をそれぞれ出資したところ，勝部ファンドからの配当等を受けられなくなったことによりこれらの出資金の返還の見込みがないこととなり，これらはいずれも被告の不法行為と相当因果関係のある損害というべきである。

イ なお，原告[redacted]，原告[redacted]及び原告[redacted]は，前記1(3)から同(5)までのとおり，勝部ファンドから配当を受けていることから，これを損益相殺ないし損

益相殺的な調整の対象として，原告らの損害から差し引くべきかを検討する必要がある。

この点，社会の倫理，道徳に反する醜悪な行為（以下「反倫理的行為」という。）に該当する不法行為の被害者が，これによって損害を被るとともに，当該反倫理的行為に係る給付を受けて利益を得た場合には，同利益については，加害者からの不当利得返還請求が許されないだけでなく，被害者からの不法行為に基づく損害賠償請求において損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として被害者の損害額から控除することも許されないものというべきである（最高裁平成２０年６月１０日第三小法廷判決・民集６２巻６号１４８８頁参照）。

これを本件についてみるに，被告の前記不法行為は反倫理的行為に該当することは明らかであり，勝部ファンドは，破綻必至のものであるにもかかわらず，配当を行うことにより，正常な金融商品と見せかけて追加出資やさらなる出資者を募っていたというべきであり，勝部自身も自転車操業状態にあったことを認めていることに照らすと，破綻必至の勝部ファンドに出資や追加出資をさせ，また，破綻必至のものであることを糊塗するために配当がされていたというべきであるから，配当名目での金銭の交付によって原告らが得た利益は不法原因給付によって生じたものと認められ，これを損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として損害額から控除することは許されないものというべきである。

ウ　したがって，前記アのとおり，原告[redacted]においては５００万円，原告[redacted]においては３００万円，原告[redacted]においては２５０万円，原告[redacted]においては４００万円，原告[redacted]においては２２５万円が被告の不法行為と相当因果関係のある損害と認められる。

(2)　さらに，原告らは，弁護士に委任して本件訴訟を提起，追行しており，原告らについて，それぞれ出資額相当の損害金の１０パーセントに相当する額（原

告[redacted]につき５０万円，原告[redacted]につき３０万円，原告[redacted]につき２５万円，原告[redacted]につき４０万円，原告[redacted]につき２２万円）は，被告の不法行為と相当因果関係のある損害であると認められる。

(3) したがって，被告の不法行為と相当因果関係のある原告らの損害は，原告[redacted]について５５０万円，原告[redacted]について３３０万円，原告[redacted]について２７５万円，原告[redacted]について４４０万円，原告[redacted]について２４７万円と認められる。

第４　結論

以上のとおり，原告らの請求にはいずれも理由があるから，これらを認容することとし，主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第３１部

裁判長裁判官　　小　野　寺　　真　　也

裁判官　　加　　藤　　聡

裁判官　　内　　藤　　秀　　介

これは正本である。

平成 29 年 11 月 30 日

東京地方裁判所民事第３１部

裁判所書記官　　合　田　みちる